

## 農業振興地域整備計画変更理由書

### 1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由(法第 13 条第 1 項)

該当するもの全てに○を記入

<input type="checkbox"/> 基本方針の変更	<input type="checkbox"/> 農業振興地域の区域の変更	<input type="checkbox"/> 基礎調査の結果	<input type="checkbox"/> 経済情勢の変動その他情勢の推移
----------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	--

### 2 農用地利用計画の変更

案件番号	変更区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積 (m <sup>2</sup> )	変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備考
1	編入	編入 → 農地(田)	えびの市大字内豎字 三反 731-1	727.00	中山間地域等直接支払制度の対象農地のため。	—	
2	除外	農地(田) → 除外	えびの市大字 浦字門田 1441-4 ほか 3 筆	1,553.00	従業員用駐車場、業務用鉄骨資材・製品の保管場所及び通路・回転場設置のため。 要件については別紙のとおり。	法第 13 条 第 2 項	
3	除外	農地(畠) → 除外	えびの市大字 東長江浦字宇津木 堀 1400 ほか 5 筆	5,588.00	非農地として判断された土地であるため。	法第 10 条 第 3 項 非該当	

- \* 「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。
- \* 「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。
- \* 「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適當とした理由を記入する。
- \* 「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第13条第2項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第10条第4項（及び施行令第8条第1項の該当する号、施行規則第4条の5第1条の該当する号）」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第10条第3項非該当」を記入する。

### 3 農用地利用計画以外の変更

変更箇所	変更内容	変更理由	備考